

令和2年第2回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和2年10月26日 開会

令和2年10月26日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第9号（10月19日）

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○報道機関等の撮影許可	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会副議長の選挙について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任について	5
○承認第1号の上程、説明、採決	5
○承認第2号の上程、説明、採決	7
○認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○同意第1号の上程、説明、採決	19
○議決事件の条項、字句等の整理	19
○閉会	19
○会議録署名	21

令和2年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第9号

令和2年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年10月19日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 保 坂 武

記

- 1 期 日 令和2年10月26日（月）午後2時00分
2 場 所 山梨県自治会館 1階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(24名)

1番 深沢 健吾	2番 渡辺 利彦	4番 深沢 敏彦
5番 藤本 実	6番 小沢 栄一	7番 小池 伸吾
8番 千野 秀一	9番 松井 豊	10番 河野 智子
11番 遠藤 美智子	12番 飯島 武志	13番 田中 清
14番 高尾 貫	15番 近藤 文男	16番 田中 一泰
18番 樋口 正訓	19番 河住 保茂	20番 山口 章
22番 渡邊 喜久一	23番 羽田 彌壽彦	24番 小林 清一
25番 倉沢 鶴義	26番 木下 善満	27番 嶋崎 義人

不応招議員(3名)

3番 鈴木 孝昌	17番 望月 藤一	21番 渡部 保
----------	-----------	----------

令和2年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年10月26日（月）午後2時10分開会

- | | |
|--------|---|
| 日程第1号 | 議員の議席指定 |
| 日程第2号 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3号 | 会期の決定 |
| 日程第4号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について |
| 日程第5号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第6号 | 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第7号 | 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）） |
| 日程第8号 | 認定第1号 令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9号 | 認定第2号 令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10号 | 議案第10号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11号 | 議案第11号 令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第12号 | 議案第12号 令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13号 | 同意第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて |

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第13まで議事日程と同じ

出席議員（24名）

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1番 深沢 健吾 | 2番 渡辺 利彦 | 4番 深沢 敏彦 |
| 5番 藤本 実 | 6番 小沢 栄一 | 7番 小池 伸吾 |
| 8番 千野 秀一 | 9番 松井 豊 | 10番 河野 智子 |
| 11番 遠藤 美智子 | 12番 飯島 武志 | 13番 田中 清 |
| 14番 高尾 貫 | 15番 近藤 文男 | 16番 田中 一泰 |
| 18番 樋口 正訓 | 19番 河住 保茂 | 20番 山口 章 |
| 22番 渡邊 喜久一 | 23番 羽田 彌壽彦 | 24番 小林 清一 |
| 25番 倉沢 鶴義 | 26番 木下 善満 | 27番 嶋崎 義人 |

欠席議員（4名）

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 3番 鈴木 孝昌 | 17番 望月 藤一 | 21番 渡部 保 |
|----------|-----------|----------|

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	保坂 武	代表監査委員	渡邊 龍雄
事務局長	奈良 則之	事務局次長	細田 一樹
業務課長	秋山 繁人	会計管理者	中楯 都
庶務担当リーダー	塩谷 真紀	資格管理担当リーダー	羽田 昌訓
給付担当リーダー	渡辺 浩志		

事務局職員出席者

書記長 八巻 一也 書記 中橋 道世 書記 田中 亜実

【開 会】

開会 午後2時10分

●議長（深沢敏彦）

ただいまから、令和2年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。議員定数27人のうち、本日の出席議員は24人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長（深沢敏彦）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。3番鈴木孝昌議員、17番望月藤一議員、21番渡部保議員より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づき、監査委員からの例月出納検査、並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりです。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【報道機関等の撮影許可】

●議長（深沢敏彦）

報道機関等から、写真撮影等の申し出があります。これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（深沢敏彦）

異議なしと、認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●議長（深沢敏彦）

ここで、保坂広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

保坂広域連合長。

○**広域連合長(保坂武)**

皆様、こんにちは。広域連合長の保坂でございます。

令和2年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、本年は、新型コロナウイルス感染症に関連して、当広域連合においても、様々な対策に取り組んでおり、影響を受けた被保険者に対し、保険料の減免の対象に含めることや、専決処分により「傷病手当金」の支給制度を整えたところであります。

また、国では、2022年度から75歳以上の後期高齢者医療費の窓口負担について、一定の所得以上の方を2割に引き上げる議論を、本年夏までに取りまとめる予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応等により審議が一時中断となっております。9月16日の厚労省の社会保障審議会 医療保険部会において、年末までに取りまとめる方針のスケジュールの再確認がなされたところであります。このように、著しい制度等の変化に対応するため、国の動向を見据えながら、当広域連合は、各市町村と緊密に連携を図り、なお一層の努力をしてまいる所存でございます。

本日は、令和元年度決算の認定案など計8議案を提案させていただいております。何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【議席の指定】

●**議長(深沢敏彦)**

それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。新たに選出されました4名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、7番南アルプス市選出小池伸吾議員、9番甲斐市選出松井豊議員、14番市川三郷町選出高尾貫議員、20番道志村選出山口章議員の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●**議長(深沢敏彦)**

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、10番河野智子議員、25番倉沢鶴義議員を指名いたします。

【会期について】

●**議長(深沢敏彦)**

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●**議長(深沢敏彦)**

ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について】

●**議長(深沢敏彦)**

次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について」を議題といたします。

選挙の方法については、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（深沢敏彦）

ご異議ありませんので、副議長選挙の方法は、指名推選といたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（深沢敏彦）

ご異議ありませんので、議長において指名することにいたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、渡部保議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました渡部保議員を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（深沢敏彦）

ご異議ありませんので、よって、渡部保議員が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、当選いたしました。

渡部保議員に、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を行い、承諾を得るために暫時休憩といたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時21分

●議長（深沢敏彦）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

副議長に当選されました、渡部保議員に、電話にて当選の告知を行い、承諾を得ましたので、ご報告申し上げます。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長（深沢敏彦）

次に、日程第5「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。19番河住保茂議員の1名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名にご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（深沢敏彦）

ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、河住保茂議員を議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

【日程第6 承認第1号】

●議長（深沢敏彦）

次に日程第6、承認第1号「専決処分等の報告及び承認を求めることについて（山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」を議題

といたします。事務局から、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

まず、承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」であります。

地方自治法第179条第1項の規定により「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、秋山業務課長から、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

承認第1号、条例改正の詳細について説明いたします。資料1「条例説明書」の1ページをご覧ください。

要旨につきましては、国の、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額を特例的に支援するとの記載が盛り込まれました。このことに伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けた臨時的な措置を実施するための、傷病手当金の支給について、所要の改正を行ったものです。

内容につきましては、支給要件について示しており、山梨県後期高齢者医療広域連合の被保険者のうち、新型コロナウイルスに感染した者、または感染が疑われる者を対象者とし、感染等により労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日を、支給対象日数としています。また、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を、就労日数で除したのち、3分の2を乗じた額が1日当たりの支給額となります。

施行期日につきましては、令和2年5月29日に専決処分としたことから、令和2年5月29日が公布の日となります。

経過措置につきましては、この条例の適用期間を示しており、令和2年1月1日から適用しています。

次に、2ページからの新旧対照表ですが、各ページの左に新条例、右に旧条例が記載されています。なお、これまで、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例において、傷病手当金についての定めがなかったことから、附則条例に第6条から第8条および、この3条に係る附則を制定したものです。第6条は、対象者、傷病手当金の額および、支給期間について規定しています。3ページから4ページの、第7条、第8条は、事業所からの給与等との調整、支給した額は事業所から徴収することについて規定しています。8ページの附則は、施行期日および、適用期間について規定しています。なお、附則の第2項に記載された、規則で定める日は、同条例施行規則の附則第6項において、令和2年12月31日と規定しています。

以上が、承認第1号の、専決処分を行った、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

よろしく願いいたします。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が終わりました。ただいまから、承認第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございま

せんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」(山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員。よって承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

【日程第7 承認第2号】

●議長(深沢敏彦)

次に日程第7、承認第2号「専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。事務局から、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦)

奈良事務局長。

○事務局長(奈良則之)

承認第2号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」であります。

地方自治法第179条第1項の規定により「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。補正予算額は、172万8千円の追加であります。

内容につきましては、秋山業務課長から、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦)

秋山業務課長。

○業務課長(秋山繁人)

承認第2号、補正予算の詳細について説明いたします。この補正予算は、先の承認第1号で説明しました条例の施行に伴い、令和2年度特別会計の歳入、歳出を増額したものです。資料2「令和2年度補正予算説明書」の6ページをご覧ください。

歳入、2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」1目1節「調整交付金」172万8千円を増額したものです。

8ページをご覧ください。

歳出、2款「保険給付費」3項「その他の医療給付費」2目「傷病手当金」18節「負担金、補助及び交付金」172万8千円を増額したものです。なお、国が支給額全額を支援するため、財源は、国からの調整交付金としています。

以上が、承認第2号の、専決処分を行った、令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。

よろしく願いいたします。

●議長(深沢敏彦)

事務局の説明が終わりました。ただいまから、承認第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。承認第2号、「専決処分の報告及び承認を求めることについて」(令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))は、原案のとおり承認することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員。よって承認第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

【日程第8 認定第1号】

●議長（深沢敏彦）

次に日程第8、認定第1号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、日程第9、認定第2号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

審議に先立ち、監査委員から、認定第1号、及び第2号についての決算審査結果について意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

渡邊龍雄代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊龍雄）

代表監査委員の渡邊でございます。令和元年度決算審査の結果について報告を致します。審査は、令和2年8月20日午後1時30分より、私と望月監査委員の両名で行いました。審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出された、歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。意見としましては、次のとおり提出をいたしました。

お手元の決算審査意見書の最終8ページにございますが、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費の財源については、その多くが市町村からの負担金によるものであるため、市町村の負担軽減を図る意味でも、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。

一方で、毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費については、高齢化、医療の高度化が進み、被保険者数の増加により、令和元年度の一人当たり医療費は0.7%の増となっている。

令和2年7月発表の厚生労働省の調剤医療費の動向における都道府県別後発医薬品割合によると、山梨県は令和元年度2月（R2.2）時点で78.6%の全国37位となっており、後発薬の使用が進んでいない。前年同月と比較すると5.0ポイント伸びており、伸び幅では全国1位となっているが、国は令和2年9月までに使用割合80%を目標としており、更なる使用促進策を検討するとともに、医療費の適正化や健康増進事業等を市町村と連携しながら継続していくことにより、医療費の抑制に努めていただきたい。

また、負担区分の変更等で生じた医療費の返納については、公平・公正を保つ意味でも更なる強化を図っていただきたい。

世界的に流行している新型コロナウイルス感染症により、「新たな日常」に向けた社会保障の構築についての取組、日々の健康管理の重要性を踏まえ、予防・健康づくり、重症化予防の取組を推進する必要があることから、国や県、市町村との連携を深め、社会情勢や医療費の動向を注視する中で後期高齢者に対する適切な医療給付を行っていただきたい。

経費削減については非常に努力されており、予算を無駄なく効率的に執行しているので、今後も引き続き努力していただきたい。

以上の意見を提出いたしました。

●議長（深沢敏彦）

監査委員の監査結果の報告が終わりました。ただいまから、認定第1号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

認定第2号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、細田事務局次長から、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

細田事務局次長。

○事務局次長（細田一樹）

それでは、「令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。資料3「歳入歳出決算書」をご用意ください。8～9ページをお開きください。「事項別明細書」によりご説明をいたします。まず、歳入についてご説明いたします。調定額と収入済額は、同額となっております。収入済額でご説明します。

1款「分担金及び負担金」は、5億337万3,248円であります。内容といたしましては、事務費 共通経費負担金として、構成27市町村から5億円、広域連合専用のシステム端末の追加設備分として12市町村から337万3,248円を納入していただいたものであります。

2款「財産収入」7,100円は、財政調整基金の利息分であります。

3款「繰入金」3,343万4千円は、特別会計の事務費に充当するため、財政調整基金からの繰入金であります。

4款「繰越金」2,130万3,315円は、前年度からの繰越金であります。

5款「諸収入」2万2,551円は、普通及び定期預金の利子であります。

10ページを、お開きください。以上、歳入合計は、予算現額5億5,813万2千円に対しまして、調定額・収入済額ともに、5億5,814万214円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。12～13ページをお開きください。支出済額でご説明します。

1款「議会費」は、117万1,755円となっております。令和元年度は、臨時会を1回、定例会を2回開催しました。主な支出は、議員27名の報酬及び費用弁償であります。

次に、2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の支出は、1億6,873万7,016円となっております。備考欄をご覧ください。この、下線が引いてある1目「一般管理費」につきましては、その下、太文字の「01一般管理費」から15ページの「05情報管理費」の5つの事業に分けて記載しておりますのでそちらで説明させていただきます。13ページにお戻りください。「01一般管理費」事業は、広域連合の職員の給与負担金や事務的経費です。1億4,856万3,080円を支出しております。主なものとして、3節「職員手当等」461万2,374円は、派遣職員の通勤手当や時間外勤務手当などです。14節「使用料及び賃借料」228万7,568円は、コピー機リース料、などです。19節「負担金、補助及び交付金」1億4,

099万2,869円は、派遣職員20名分の給与等負担金などです。派遣職員の給与は各市町村で支払いをしていますが、その費用については、全額を各市町村に支払っています。15ページをご覧ください。「02文書管理費」事業は、情報公開・個人情報保護審査会及び文書管理に要する経費です。104万7,316円を支出しております。主なものとして、13節「委託料」84万5,280円は、例規集の更新データ作成業務委託です。「03財務管理費」事業は、財務会計及び公会計システム運用に要する経費です。192万8,420円を支出しております。主なものとして、19節「負担金、補助及び交付金」140万3千円は、市町村共同利用財務会計システム負担金です。「04財産管理費」事業は、広域連合の施設や公用車の財産管理に要する経費です。782万9,208円を支出しております。主なものとして、14節「使用料及び賃借料」616万5,538千円は、自治会館事務室借上料、公用車借上料などであります。「05情報管理費」事業は、広域連合の内部情報系システムに要する経費です。936万8,992円を支出しております。主なものとして、13節「委託料」460万2,776円はグループウェア・内部ネットワーク保守委託などあります。14節「使用料及び賃借料」476万6,216円は、内部情報系パソコン及びサーバーのリース料などあります。

2款1項2目「公平委員会費」2万7,994円は委員3名の、次のページの2款2項1目「選挙管理委員会費」3万184円は委員4名の報酬及び費用弁償であります。2款3項1目「監査委員費」26万9,544円は、監査委員2名の報酬及び費用弁償であります。

次に、3款「民生費」3億5,274万5,665円は、共通経費分として特別会計への繰出金です。共通経費の内容であります。電算システムの保守及びリース料、国保連合会への委託料や被保険者への医療費通知の通信費などあります。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」1,676万100円は、財政調整基金への積立金です。

5款「予備費」は使用しておりません。

以上、歳出合計は、予算現額5億5,813万2千円に対し、支出済額5億3,974万2,258円、不用額1,838万9,742円となっております。以上が、事項別明細書による説明であります。

引き続き、一般会計の「実質収支に関する調書」であります。20ページをお開きください。

歳入総額5億5,814万214円、歳出総額5億3,974万2,258円、歳入歳出差引額1,839万7,956円であります。翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額は、1,839万7,956円となっております。

以上が、「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」の内容であります。

引き続き、55ページからの財産に関する調書の説明をさせていただきます。内容につきましては、56ページをお開きください。

1「公有財産」は、ありません。

57ページの中ほど、2「物品」につきましては、レセプト保管用 平行移動書庫一式と、公会計システムとなっております。令和元年度の増減はありません。

3「債権」はありません。

4「基金」であります。 (1) の財政調整基金は、前年度末 現在高8,736万7千円、決算年度中増減高は1,667万4千円の減、決算年度末現在高、7,069万3千円となっております。(2) 給付基金は、前年度末残高18億950万2千円、決算年度中増減高は、14万4千円の増、決算年度末 現在高、18億964万6千円

となっております。(3) 保健事業等支援基金は、前年度末現在高3, 224万3千円、決算年度中増減高は、3千円の増、決算年度末現在高、3, 224万6千円となっております。

以上が、「財産に関する調書」であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、認定第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

19番河住保茂議員。

○19番議員（河住保茂）

16ページ3款「民生費」の不用額の金額がちょっと多いですが、概要を説明していただけますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

細田事務局次長。

○事務局次長（細田一樹）

お答えします。

3款「民生費」の不用額につきましては、主に特別会計の一般管理費の役務費のうち郵便料、また委託料のうち国保連合会への委託料が予定より下回ったことが要因となります。以上です。

●議長（深沢敏彦）

他にございますか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第1号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「認定第1号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第9 認定第2号】

●議長（深沢敏彦）

次に、日程第9、認定第2号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

認定第2号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、秋山業務課長から、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

引き続き、特別会計を、説明させていただきます。特別会計は、医療の給付に関する

収支が主なものとなります。詳細につきましては、資料3「決算書」の「事項別明細書」で説明しますが、歳入については、節において収入済額が1億円を超える所を主に説明させていただきます。なお、30ページから37ページ（1款から9款）までは調定額と収入済額が同額になっておりますので収入済額のみで説明を行います。備考欄に節の主な内容を記載してあります、ご参照ください。

30・31ページをお開きください。

1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」は、医療の給付に係る市町村の負担金です。1目1節「保険料等負担金」74億7,033万2千円は、各市町村で収納した保険料相当額です。2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」80億6,853万7,056円は、療養給付費の1/12分にあたる市町村が負担すべき定率負担分です。3目1節「保険基盤安定負担金」20億575万5,447円は、保険料の均等割軽減の財源であり、備考欄の県3/4分15億431万6,578円は、一旦市町村で受入れ、市町村1/4分5億143万8,869円と併せて負担することになっております。

2款「国庫支出金」は、医療の給付に係る国の負担金と補助金となります。1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」252億9,922万4,827円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の3/12分に相当する額になります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」4億3,220万2,013円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4分を国が負担するものです。32・33ページにまたがりませんが、2項「国庫補助金」1目1節「調整交付金」92億2,601万2千円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね1/12分が交付されます。3目1節「円滑運営臨時特例交付金」2億9,020万6,821円は、低所得者の保険料均等割軽減に係る財源として、特別対策で補填されるものです。

3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金と補助金等であります。1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」80億9,078万5,272円は、療養給付費の1/12分にあたり、県が負担すべき定率負担分です。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」4億3,220万2,013円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4分を国と同様に県が負担するものです。

34・35ページをお開きください。

4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、給付費用の4/10相当額にあたります。この交付金は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するもので、1項1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」も収入済額416億8,640万3,303円で、備考欄にもありますが、前年度分返還額4億7,116万2,697円を相殺してあります。

7款「繰入金」1項1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」3億5,274万5,665円は、市町村からの事務経費の負担金を一旦一般会計で受け入れ、特別会計へ繰り出したものです。

36・37ページにまたがりませんが、8款「繰越金」1項1目1節18億8,548万4,914円で、平成30年度繰越金となります。

38・39ページにまたがりませんが、10款「諸収入」3項「雑入」1目「第三者納付金」1節「現年度分」の調定額2億1,925万5,548円、収入済額2億1,684万2,079円、収入未済額241万3,469円、で、交通事故等の第三者行為に係る医療費で加害者からの納付金となります。件数は1,756件でした。

以上が歳入の詳細となります。

続きまして、歳出の詳細につきましても、主に資料3「決算書」の「事項別明細書」で説明しますが、歳出についても、節において支出済額が1億円を超える所を主に説明させていただきます。備考欄に節の主な支出項目を記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

40・41ページをお開きください。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、運営に係る事務経費です。

13節「委託料」2億5,208万8,216円で、主なものは国保連合会委託事務1億2,232万2,242円等です。

42・43ページをお開きください。2款「保険給付費」は、被保険者12万9,481人に対する医療費等で、給付費用になります。審査支払手数料以外は19節「負担金補助及び交付金」です。1項「療養諸費」1目「療養給付費」961億874万2,547円は、入院、外来、歯科等の給付費です。44・45ページをお開きください。2目「訪問看護療養費」4億3,001万7,116円で、件数6,452件となります。5目「審査支払手数料」3億208万9,066円は、国保連合会に委託している審査支払に係る費用です。1件75円で、件数375万9,415件です。6目「療養費」10億3,551万8,688円は、補装具、柔道整復等の給付です。支払件数は、7万4,776件です。2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」39億8,377万7,972円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたものについて給付するもので、件数は21万8,847件となります。2目「高額介護合算療養費」1億249万8,925円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている一部負担金の1年間の合計額が一定の負担額を超えたものについて給付するもので、支給件数は8,180件となります。46・47ページにまたがりませんが、3項「その他医療給付費」1目「葬祭費」3億7,585万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に、葬祭費として5万円を給付するものです。給付件数は、7,517件です。

48・49ページをお開きください。

7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」は、保険料の市町村への還付、国・県等への償還金と保険料を還付するときの加算金で、2目「償還金」23節「償還金、利子及び割引料」18億7,858万4,235円は、平成30年度の療養給付費等国・県支出金の精算に伴う返還金となります。

以上が歳出の詳細となります。

53ページが、「実質収支に関する調書」です。54ページをお開きください。

歳入総額1,055億6,661万3,878円、歳出総額1,047億5,552万3,642円、歳入歳出差引額8億1,109万236円。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は差引額と同額となります。

以上、「令和元年度山梨県後期高齢者広域連合特別会計歳入歳出決算書等について」説明させていただきました。よろしくお願いたします。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、認定第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

5番藤本実議員。

○5番議員（藤本実）

大月市でございます。何かと課題をかかえておりますが、こういう時こそ審議代表の

議会の出番だと思って厳しくチェックしていきたいと思っております。

本題に入ります。監査委員の審査意見書に沿って、質問させていただきます。

調剤医療費の問題で、後発薬の使用割合が全国37位、78.6%だということですが、これを国では80%目標にされています。その点で、80%にすることによって、どの程度医療費の削減ができるか試算はしているでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

お答えいたします。

特に今の段階では試算していませんが、ジェネリックに関しては、差額が200円以上になる被保険者に対し、差額通知を発送し、使用促進に努めています。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

5番藤本実議員。

○5番議員（藤本実）

ありがとうございます。

せっかく監査委員が審査の意見をしているので、次の決算については、国が示している使用割合80%を達成することを目標に頑張ってくださいと思います。今後どのように普及啓発していくのか、先進県に学んで、効果的な方策を検討する必要があると思いますが、この点についてはどのような認識でしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

議員の仰るとおり、今後そのような取り組みをしていかなければならないのは認識しておりますので、努力し、分析等も行い今後対応していきたいと考えております。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

12番飯島武志議員。

○12番議員（飯島武志）

甲州市の飯島です。今の質問に関連して、私からも質問、意見を申し上げます。

監査委員の意見書の中に、山梨県は後発薬の使用割合が78.6%であり、国の厚生労働省の目標は80%と書かれており近い数字ではありますが、この80%というのは目標ではなく、沖縄では90何%とかもっとも高い所があるわけで、都道府県で比べると下から3番目か4番目と毎年そうなのですが、とても低い状態です。これは世界の割合と比較しても先進国の中では日本は下から2番目か3番目と非常に低いです。そして山梨県はその中で低いわけですから、山梨県は世界でもかなり低いわけで情けない状態です。毎年このことが意見書に書かれておりますが、私も甲州市の議会でも、ジェネリック使用の推進をするように言っております。ジェネリックをもっと使用するように、あの手この手で推進をして、少なくとも80%なるように是非広域連合でも頑張ってもらいましょう。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

今私どもは78.6%であり、昨年は39位で今では32位となりましたが、まだまだ低調であると理解しておりますので、今後より一層ジェネリックの推進に努めてまいります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

12番飯島武志議員。

○12番議員（飯島武志）

具体的にどのようにするかが一番問題となります。もちろん各市町村では広報等で周知するわけですが、医療機関が積極的に取り組んでいないと言われていいます。もっと広域連合から医療機関へ説明し、被保険者に対しては啓発活動を行うことが重要であり、ただ文章を流すだけでは推進しているとは言えませんので、来年は意見書に、厚生労働省で言われている目標の80%を超えたと書けるように是非お願いします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

細田事務局次長。

○事務局次長（細田一樹）

当広域連合では、医師会、歯科医師会、また国保連合会等が委員となって構成している医療懇話会という会議を催しておりますが、その際に医師会の先生方にもジェネリックの普及についてもご説明しております。

また被保険者に毎年保険証を発送する際に同封しているパンフレットに「ジェネリック医薬品を希望します」というシールを添付し、ジェネリック医薬品を使っただけのように広報活動しております。さらにCM、ラジオ等でもジェネリック医薬品の普及活動を行っております。

●議長（深沢敏彦）

他にございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第2号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって、「認定第2号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は、午後3時25分と致します。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時23分

●議長（深沢敏彦）

先程午後3時25分再開と申しましたが、全員席に戻られお揃いですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

【日程第10 議案第10号】

●議長（深沢敏彦）

次に日程第10、議案第10号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第10号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

令和3年1月1日から「国民健康保険法等の一部を改正する政令が施行されることから、条例を改正する必要がありますので、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、秋山業務課長より、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

それでは、内容について説明させていただきます。議案第10号27ページをご覧ください。

平成30年度の国における税制改正におきまして、令和2年分以後における給与所得控除・公的年金等控除、並びに基礎控除のそれぞれの内容に変更が行われることとなります。これに伴い、当該所得情報を用いている各保険制度等に不利益が及ばないようにするため、令和3年1月1日より「国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が施行されることから、当広域連合における保険料の賦課根拠を規定する当該条例についても所要の改正を行う必要が生じたことから、このたび一部改正を実施するものです。

資料5の1ページをお開きください。

まず、改正部分の内容であります。単純に今回の税制改正内容が反映されただけの場合、後期高齢者医療保険料の均等割の軽減判定基準について、世帯に給与所得者・年金所得者が複数名いらっしゃる際にその状況によっては本来の軽減対象から外れてしまう可能性があります。このため、当該判定基準額に人数による一定の額を加算すること、並びに、公的年金等に係る特別控除部分の読替え等について条例に規定することにより、被保険者が従来の軽減区分に該当するよう調整を行うものです。

次に、施行期日につきましては、政令の施行に合わせ令和3年1月1日からいたします。

経過措置といたしまして、今回条例改正予定部分の規定においては、あくまでも令和3年度以後の保険料について適用するものとさせていただきます、本年度以前の保険料については従前からの取扱いとするものです。

以上で説明を終わります。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第10号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって、「議案第10号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第11 議案第11号】

●議長（深沢敏彦）

次に日程第11、議案第11号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会

計補正予算（第1号）」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第11号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について」であります。補正予算額は、1,839万6千円の追加であります。

内容につきましては、細田事務局次長より、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

細田事務局次長。

○事務局次長（細田一樹）

それでは「令和2年度一般会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。

お手元の資料6「令和2年度補正予算説明書」をご用意ください。6ページをお開きください。

歳入、4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」を1,839万6千円増額し、1,839万7千円とするものです。これは、令和元年度の決算による剰余金が1,839万7千円となるため、これを予算に反映したものです。

次に歳出についてご説明いたします。8ページをお開きください。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」を1,839万6千円増額し、1,840万2千円とするものです。これは、前年度剰余金を積み立てるものがあります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第11号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員。よって「議案第11号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第12 議案第12号】

●議長（深沢敏彦）

次に日程第12、議案第12号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第12号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。補正予算額は、11億9,888万4千円の追加であります。

内容につきましては、秋山業務課長より、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

説明につきましては、資料6 特別会計補正予算（第2号）の「事項別明細書」で行いたいと思います。16・17ページをご覧ください。補正額は、総額11億9,888万4千円です。補正は、国等の内示通知、提出実績と過年度の伸びを今年度に当てはめて見込んだ補正予算となっております。

2歳入1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」1目1節「保険料等負担金」△1,160万8千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対する保険料減免の特例措置に伴う減額補正です。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」2目「高額医療費負担金」2節「過年度分」418万5千円の増額は、前年度実績の精算で不足額が生じたことによる追加交付分の補正です。2項「国庫補助金」1目1節「調整交付金」553万2千円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い実施する保険料減免の特例措置に対する補正です。

4目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」1節「現年度分」607万6千円の増額は、調整交付金と同様、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い実施する保険料減免の特例措置に対する補正です。令和2年度分の保険料減免額の6割相当の金額が災害臨時特例補助金から、残りの4割相当の金額及び令和元年度分の保険料減免額が調整交付金で補助される見込みとなっております。

3款「県支出金」1項「県負担金」2目「高額医療費負担金」2節「過年度分」418万5千円の増額は、2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」2目「高額医療費負担金」2節「過年度分」と同様、前年度実績の精算で不足額が生じたことによる追加交付分の補正です。

4款1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」△4億5,739万6千円は、前年度実績の精算で多く交付されたため、今年度歳入する金額から差し引かれることによる減額補正です。

7款「繰入金」2項「基金繰入金」1目1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」8億3,682万1千円の増額は、財源不足分を繰り入れるものです。

8款1項1目1節「繰越金」8億1,108万9千円は、令和元年度決算における実質収支額に合わせるための補正です。

18・19ページをお開きください。

3歳出2款「保険給付費」は財源更正となります。

5款1項「基金積立金」2目「保健事業等支援基金積立金」24節「積立金」5,924万9千円は、前年度保険者インセンティブ決算剰余金の積み立てです。

6款「公債費」は財源更正です。

7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」22節「償還金、利子及び割引料」11億3,963万5千円は、国庫支出金、県支出金及び市町村支出金の前年度精算による超過額等に対する償還金です。

説明は以上となります。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第12号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決すること

に、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員。よって「議案第12号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第13 同意第1号】

●議長（深沢敏彦）

次に、日程第13、同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、18番樋口正訓議員の除斥を求めます。

～ 樋口正訓議員 退場 ～

●議長（深沢敏彦）

本件について、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

保坂広域連合長。

○広域連合長（保坂武）

日程13、同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

議会選出監査委員であります南部町の望月藤一議員の任期満了に伴い、新たに、富士川町の樋口正訓議員を、監査委員に選任いたしたいので、ご同意をお願いするものでございます。

●議長（深沢敏彦）

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（深沢敏彦）

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり決定することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員。よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

樋口正訓議員の議場への入場を許します。

～ 樋口正訓議員 入場 ～

【条項、字句等の整理】

●議長（深沢敏彦）

お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他 整理を要するものについては、議会会議規則 第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長（深沢敏彦）

異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

【閉会】

●議長（深沢敏彦）

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。以上をもちまして、令和2年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後3時42分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 深 沢 敏 彦

署名議員 河 野 智 子

署名議員 倉 沢 鶴 義